

令和2年度暁中学校の部活動について

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、愛知県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に、本校の部活動がよりよい活動となるように、実情や必要に応じて見直しを図る。

1. 重点目標

- (1) 原則、全校生徒が3年間部活動に所属する。
- (2) 一つの文化・技能を追求することによって、その過程にあるさまざまな困難や達成感を体験し、自ら社会を生き抜く力の育成を図る。
- (3) 仲間や社会との交流を通し、連帯感、責任感、礼儀を身に付ける。

2. 部活動の種類

(1) 常設部

軟式野球（男女）、サッカー（男女）、女子ソフトテニス
男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール
男子卓球、弓道（男女）、柔道（男女）、※剣道（男女）
家庭科（男女）、美術（男女）、吹奏楽（男女）、※コンピュータ（男女）
※印の部活動については、本年度をもって廃部

(2) 特設部

陸上競技（男女）、相撲（男）、駅伝（男女）

3. 常設部の活動内容及び活動日、時間

(1) 各月の実施時間帯

- ・ 4月～7月、9月、10月、1月～3月は、始業前の早朝活動は実施せず、授業後の午後活動のみの実施とする。
 - ・ 11月、12月は、始業前の早朝活動のみの実施で、授業後の午後活動は実施しない。
- ※ 今年度は、夏季登校日〔7月22日（水）～8月7日（金）、8月24日（月）～8月31日（月）〕の平日は、早朝活動のみの実施とする。

(2) 平日の活動時間等

- ・ 平日の練習時間は2時間程度とし、毎週月曜日を含む週2日以上 of 休養日を設ける。

(3) 土曜日、日曜日、祝日の活動時間等

- ・ 活動日は土曜日・日曜日のどちらか1日とし、活動時間は3時間程度とする。祝日についても、活動時間は3時間程度とする。
- ・ 大会、コンクール等の参加にともない、土曜日・日曜日の両日にわたって部活動を行った場合は、代替の休養日を設ける。
- ・ 日曜日または月曜日（祝日）に大会、コンクール等が実施される場合は、直前の土曜日または日曜日に活動してもよい。この場合、平日にその分の休養日を設ける。

(4) 長期休業中の活動時間等

- ・ 活動時間は、1日あたり3時間程度とする。原則として土曜日・日曜日は、活動を行なわない。
- ・ 土曜日、日曜日に大会、コンクール等がある場合は、週2日以上 of 休養日を設ける。

(5) 各月の最終下校時刻

活動終了時刻は、最終下校時刻の15分前までとする。

4月……	17：50	5月……	18：10	6月……	18：10
7月……	18：10	8月……	16：15	9月……	17：30
10月……	17：00	11月……	16：15	12月……	16：15
1月……	16：45	2月……	17：10	3月……	17：30

- ※ 11月、12月は午後の活動はなし。
長期休業中の最終下校時刻は16：15

4. 特設部の活動内容及び活動日等

(1) 陸上競技

- ・ 4月から海部地区中学校陸上競技大会まで活動する。
- ・ 西尾張地区以上の上位大会に出場する生徒は、別に練習計画を立てる。

(2) 相撲

- ・ 4月から海部地区中学校相撲大会まで活動する。
- ・ 西尾張地区以上の上位大会に出場する場合は、別に練習計画を立てる。

(3) 駅伝

- ・ 9月から海部地区中学校駅伝大会まで活動する。
- ・ 西尾張地区以上の上位大会に出場する場合は、別に練習計画を立てる。

5. 活動時、登下校時の服装

(1) 活動時

① 平日

- ・ 運動部は、体操服、各部活のTシャツ、道着等の各顧問が指定した服装。
- ・ 文化部は、制服や各部活のTシャツ。

② 土曜日、日曜日、祝日および長期休業中

- ・ 運動部は、平日の服装およびユニフォーム等。
- ・ 文化部は、平日と同じ。

(2) 登下校時

① 平日

- ・ 午前7時より前に登校しない。
- ・ 登校時の服装は、体操服、ジャージ、ウインドブレイカー、制服のいずれか。

② 土曜日、日曜日、祝日、長期休業中

- ・ 部活時の服装で登下校をしてよい。
- ・ 徒歩通学者も自転車通学をしてもよい。ただし、使用する自転車は、本校の自転車規定に準ずる。

6. 活動計画

各部活動の顧問が、毎月の活動計画を前の月の月末までに、生徒（保護者）に知らせる。

7. 家庭との連携

(1) 欠席、遅刻、早退の連絡

① 平日

保護者または生徒本人が各顧問にできる範囲で連絡する。

② 土曜日、日曜日、祝日

- ・ 事前に欠席、遅刻、早退が分かっている場合は、平日に保護者または生徒本人が各顧問に連絡する。
- ・ 当日の欠席、遅刻は、同じ部活動の生徒からの連絡でもよい。

(2) きずなネット（保護者メール）による連絡

- ・ 保護者にきずなネット内の生徒の所属する部活動に登録をしていただき、各部活動から必要な連絡やお知らせを配信する。

(3) 部活動懇談会等の実施

- ・ 新1年生の正式入部後に、全学年を対象に部活動懇談会を行い、各部活動の顧問から運営方針等について説明をする。

8. 学校規模に応じた部活動の設置

(1) 各部活動において、複数の顧問をできるだけ配置する。

(2) 生徒数や教員数を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。

(3) すでに設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在所属している生徒の活動が保障されるよう、長期的な展望のもと、廃止を決定する。